(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第12条第2項の規定に基づき、修業年限を超えて一定の期間 にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)に関する取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(資格)

- 第2条 長期履修学生として申請できる者は、本学の学生(以下「在学生」という。)又 は本学が行う入学試験に合格した者(以下「入学予定者」という。)で特別の事情にあ る者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1)学則第36条の2によりコース変更した者
  - (2)原則として、在学期間を通算した年数が修業年限における最終年次となる者 (延長の期間)
- 第3条 長期履修学生として、修業年限を超えて履修できる期間(以下「長期在学期間」 という。)の限度は4年とし、6か月を単位として認めることができる。

(学科への所属)

第4条 長期履修学生の学科への所属については、当該学生の履修計画に基づき、希望順位にしたがって選考のうえ決定する。

(研究指導の履修等)

- 第5条 長期履修学生が、研究指導を履修するためには、46単位(卒業所要単位に算入 される単位に限る。)以上修得しなければならない。
- 2 研究指導の履修は、前項に規定する単位を修得した翌年度からとする。 (授業料)
- 第6条 授業料の額は、別に定めるところによる。

(申請手続等)

- 第7条 長期履修学生として履修を希望する者は、長期履修学生申請書及び特別の事情に あることが確認できる書類を学長に提出しなければならない。
- 2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。
  - (1) 入学予定者は、入学手続案内で定めた日まで
  - (2) 在学生は、卒業を予定する年度を除き8月末日又は2月末日まで (長期在学期間の変更等)
- 第8条 長期履修学生が在学中,認められた長期在学期間の延長又は短縮を希望する場合は,次に掲げる書類を,卒業を予定する年度を除き8月末日又は2月末日までに,学長に提出しなければならない。ただし,長期在学期間の変更は1度限りとする。
  - (1) 長期履修学生期間変更申請書
  - (2) その他本学が必要と認める書類

(許可)

第9条 長期履修学生及び長期在学期間の変更に対する許可は、教務委員会の議を経て、

学長が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるほか、申請資格、申請手続きなどの長期履修学生に関して必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。 附 則

この規則は、平成17年6月8日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。